

別表（第2条、第3条関係）

1 対象施設等	2 補助対象経費	3 補助単価
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	食料費 委託料 その他これらに類する経費 等	1 定員あたり 18,000円

※1 法令に基づき、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。なお、空床利用型の事業所及び介護予防サービスは交付対象外とする。

※2 定員数は令和7年4月1日現在の定員数とし、同月2日から令和8年1月31日までに新規開設した施設等は、開設時の定員数とする。

※3 消費税及び地方消費税は、補助対象外とする。